**令和６年度 中野区自転車活用推進専門員（会計年度任用職員）募集要項**

令和６年　月　日

中野区都市基盤部交通政策課

１．採用職種及び応募資格等

1. 採用職種・採用数・勤務場所・勤務態様及び勤務条件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採用職種 | 採用数 | 勤務場所 |
| 自転車活用推進専門員 | １名 | 中野区役所本庁舎  （中野区中野４－８－１） |
| 勤務態様・勤務条件 | | |
| 月１６日勤務  　・原則、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日  　・午前８時３０分から午後５時１５分（実働７時間４５分）  ・各月の勤務日等は別途指定します | | |

1. 仕事内容

・自転車駐車場の再編整備及び計画的な維持管理等に関すること。

・放置自転車の計画的な撤去等に関すること。

・上記の職務に伴う窓口対応等の事務に関すること。

　　・上記の職務に係る人材育成に関すること。

1. 任用期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

1. 応募資格

下記のすべての条件に該当する方が応募できます。

① 地方公共団体において、自転車の活用の推進に関する業務経験が５年以上ある方

② （２）仕事内容に記載のある業務に関して必要な専門的知識及び経験を有する方

③ 職務の遂行に適する健康な心身を有する方

④ 地方公務員法第１６条の欠格条項（最終頁に掲載）に該当しない方

２．選考

（１）第１次選考

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類選考 | | ・下記３に掲げる応募書類により書類選考を行います。  ・応募書類は返却しません。また、応募書類は今回の選考  にのみ利用し、その他の目的には利用しません。 |
| 合格発表 | 令和６年２月上旬。合否に関わらず郵送又はメールで結果を通知予定。 | |

（２）第２次選考

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日時・場所 | 令和６年２月上旬（区が指定する日時）。中野区役所本庁舎 | |
| 面接選考 | | 職務遂行能力及び業務に対する適性、並びに自転車活用推進専門員として必要な知識等について個別面接を行います。 |
| 合格発表 | 令和６年２月中旬。合否に関わらず郵送又はメールで結果を通知予定。 | |

３．応募書類・応募方法・応募期間

|  |  |
| --- | --- |
| 応募書類※ | ・自転車活用推進専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書 |
| 応募方法・期間 | ・郵送の場合は、封筒の表面に「自転車活用推進専門員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません。）  ・持参の場合は、下記の表の受付場所で定められた曜日・時間で受け付けます。  令和６年１月１１日（木）～令和６年１月２６日（金）必着  ・メールの場合は、下記の表のアドレス宛てに送付して下さい。  　受付期限は令和６年１月２６日午後５時です。 |

　※自転車活用推進専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書については、中野区役所ホームページからダウンロードできます。

|  |  |
| --- | --- |
| 送付先・受付場所 | 持参受付曜日・時間 |
| 〒１６４－８５０１　中野区中野四丁目８番１号  都市基盤部　交通政策課　自転車対策係（８階１６番窓口）  メール：kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp | 土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。 |

４．報酬等

月額　２０２，５００円

・社会保険料等が差し引かれます。

・その他に期末手当、交通費（上限あり）を支給します。

５．休暇・福利厚生等

・年次有給休暇、慶弔休暇等が付与されます。

・社会保険（健康保険等）及び雇用保険の適用を受けます。

・年１回、一般的な健康診断が受けられます。

６．問合せ先

|  |  |
| --- | --- |
| 採用や業務内容について | 中野区都市基盤部　交通政策課　自転車対策係  電　話：０３－３２２８－５５６１  メール：kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp |

※欠格条項（地方公務員法第１６条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者